

「営業秘密管理指針」の改訂方針

令和7年2月

経済産業省知的財産政策室

「営業秘密管理指針」改訂の背景・方向性

- 「営業秘密管理指針」の最終改訂が平成31年1月であり、近時の管理実態や平成31年・令和元年以降の裁判例の蓄積を踏まえ、さらなる明確化を図る必要性が生じている。

営業秘密をとりまく「環境の変化」に伴う修正

- 働く環境の変化（テレワークの普及、雇用の流動化）を踏まえた記載内容の整理・拡充（対従業員管理・対取引先管理の明記など）。
- 情報管理方法の変化（クラウド利用の普及）に伴う記載内容の整理・拡充。
- 技術動向を踏まえた営業秘密管理に関する記載の整理・追加（生成AIとの関係、リバースエンジニアリング、ダークウェブ）。

関連する法制度の見直し、裁判の動向を踏まえた修正

- 前回改訂以降の不正競争防止法改正の動向（平成30年の限定提供データ制度の導入、令和5年改正での営業秘密との関係の整理）、営業秘密に関連する裁判の動向を踏まえた記載の整理・拡充。
- 大学・研究機関も営業秘密の保有者になることの明示。

(参考) 「営業秘密管理指針」について

(<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31ts.pdf>)

- 「営業秘密管理指針」とは、不正競争防止法により営業秘密として法的保護を受けるために必要となる「最低限の水準の対策」を示すことに特化したガイドライン。

<法的保護レベル>

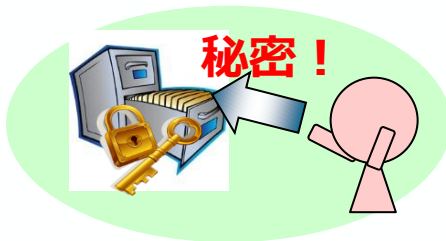
営業秘密保有企業の秘密管理意思(※1)が秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の**認識可能性**(※2)が確保される必要。(営業秘密管理指針p.5)

※1) 特定の情報を秘密として管理しようとする意思。 ※2) 情報にアクセスした者が秘密であると認識できること。

⇒情報に接することができる従業員等にとって、
秘密だと分かる程度の措置

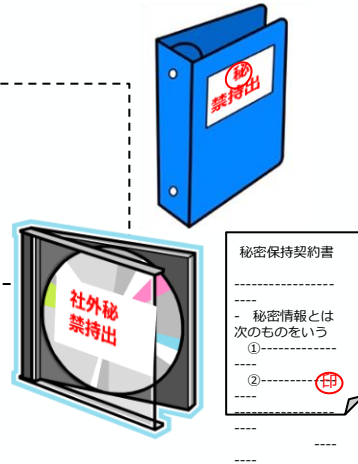
<秘密だと分かる程度の措置の例>

- 紙、電子記録媒体への「マル秘[Ⓜ]表示」
- 化体物（金型など）のリスト化
- アクセス制限
- 秘密保持契約等による対象の特定



※企業、大学や研究機関の実態・規模等に
応じた合理的手段でよい

上記はあくまで例示であり、
認識可能性がポイント。



秘密情報の
漏えい対策

営業秘密
管理指針

☞ 営業秘密管理指針で示されている「秘密管理性」の考え方は、秘密情報の漏えい対策にも共通。漏えい対策をしつつ、法的保護レベルの対策を確保することが大切。

(参考) 「営業秘密管理指針」の位置づけ・ 「秘密情報の保護ハンドブック」との関係

- 「営業秘密管理指針」は、不正競争防止法により「営業秘密」として法的保護を受けるために必要となる「最低限の水準の対策」を示すもの。(平成15年1月策定、27年1月全面改定、31年1月最終改訂)
- 「秘密情報の保護ハンドブック」は、企業が保有する「秘密情報」について、法的保護レベルを超えて、情報漏えい対策として有効と考えられる対策や推奨される対策等を包括的・網羅的に紹介するもの。(平成28年2月策定、令和6年2月最終改訂)

営業秘密管理指針について

- 法的保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示すものとして平成27年1月に策定。
- その後、第四次産業革命を背景とした情報活用形態の多様化を踏まえて平成31年1月に改訂。

秘密情報の保護ハンドブックについて

- 法的保護レベルを超えて、情報漏えい対策として有効と考えられる対策や、漏えい時に推奨される対策等をできる限り収集して包括的に紹介するものとして平成28年に作成。
- より良い漏えい対策を講じたい企業の方々に、企業の実情に応じて対策を取捨選択したり、参考としていただけるよう、様々な対策を網羅的に掲載。
- 簡易版「秘密情報の保護ハンドブックのてびき」も公表。

秘密情報の保護ハンドブック

(漏えい防止レベル)

営業秘密管理指針

(法的保護レベル)